奥松島体験ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「奥松島体験ネットワーク」と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、奥松島の有する農林漁業や観光資源と、伝統文化を有機的に組み合わせた複合 型産業を創出し、都市等との交流人口増大に努め、産業経済の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 本市の潜在的資源を活かした複合型産業を創出する。
 - (2) 都市住民との交流事業を推進し、各学校の教育旅行を誘致する。
 - (3) その他本会の目的達成に必要な諸事業を行う。

(会員)

- 第5条 本規約に定める会員は、以下のとおりとする。
 - (1) 会員は本会の趣旨に賛同し、体験を提供出来る者。
 - (2) 会員は正会員及び賛助会員と特別会員とする。
- 2 正会員は宿泊と体験を提供できる者、賛助会員とは体験のみを提供できる者をいう。
- 3 特別会員とはネットワークの活動に必要と認められる者で、正会員、賛助会員全員の認によって会員となることができる。
- 4 会員の加入、脱退は総会において議決により決定する。
- 5 加入時には、加入金を徴収する。

(会費)

第6条 本会の運営経費に充てるため、別表に掲げる会費を定める。

正会員 10,000円

賛助会員 5,000円

特別会費 宿泊1名1泊当り100円

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 庶務会計1名は副会長が兼務する。

(役員の任務)

- 第8条 会長及び副会長は、会員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事の任務)

- 第9条 幹事は総会に諮って会長が指名する。
- 2 幹事は会務を掌理する。

(監事の任務)

第10条 監事は総会に諮って会長が指名する。

2 監事は会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が召集する。

- 2 総会は事業計画、予算、決算及び重要事項を審議する。
- 3 役員会は、事業実施等について協議する。
- 4 総会は出席者の過半数により決する。

(議長の選出)

第13条 会議の議長は会長若しくは会長が指名する。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、特別会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(補則)

第16条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が総会及び役員会に諮って定める。

付則

この規約は、平成15年2月17日から施行する。